

議 案 第 40 号

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

平成28年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般廃棄物処理施設の設置に係る手続について、条例で定めることとされて
いる生活影響環境調査の結果に係る縦覧、利害関係者の意見書提出等に関する
規定を整備するため。

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 雑則（第42条—第45条）

第7章 罰則（第46条）」を

「第6章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果
の縦覧等（第42条—第47条）

第7章 雑則（第48条—第51条）

第8章 罰則（第52条）」に

改める。

第12条第2項中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第2条第1項」を「第2条第4項」に改める。

第46条を第52条とし、第7章を第8章とし、第6章中第45条を第51条とし、第42条から第44条までを6条ずつ繰り下げ、同章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果
の縦覧等

（縦覧等の対象となる施設）

第42条 法第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による法第9条の3第1項又は法第9条の3の3第1項に規定する調査（第46条において「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書

を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
（縦覧等の告示）

第43条 市長は、法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定により、調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

（縦覧の場所及び期間）

第44条 法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、前条の規定による告示において指定する。

- 2 法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定による調査書の縦覧期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、市長は、非常災害時において緊急の必要があると認めるときは、この期間を短縮することができる。

（意見書の提出先及び提出期限）

第45条 法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定により対象施設の設置又は変更（法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出を要する変更に限る。次条及び第47条において同じ。）に関し利害関係を有する者が意見書を提出する場合の提出先は、第43条の規定による告示において指定する。

- 2 法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過した日までとする。

（環境影響評価との関係）

第46条 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響調査法（平成9年法律第

81号)又は千葉県環境影響評価条例(平成10年千葉県条例第26号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前3条に規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第47条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。